

大阪市建設局臨時的任用職員募集要項

令和8年3月11日

大阪市建設局臨港方面管理事務所管理課で勤務する「臨時的任用職員」を募集します。

1 募集人数

1名

2 業務内容

管理課庶務担当における業務に従事

主な業務内容

- (1) 庶務担当の補助業務
- (2) 臨港方面管理事務所における電話対応業務
- (3) その他事務的業務 等

3 応募資格

次のすべてを満たす方

- (1) パソコン（Excel、Word、Outlook など）の基本的な操作ができる方
電話対応等の経験があれば望ましい。

- (2) 日本国籍を有する方

※臨時的任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意志の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。

- (3) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和8年5月1日～令和9年3月31日（育児休業代替臨時的任用職員）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時30分（休憩45分）

1日 7時間45分、週5日勤務

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市建設局臨港方面管理事務所管理課

大阪市住之江区南港中6丁目2番36号

※最寄り駅は、ニュートラム「中ふ頭駅」

(4) 給料

令和8年3月1日時点の初任給（地域手当（給料月額16%）を含む。）は、227,824円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、高校卒業後のその経歴に応じて加算されることがあります。

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

(5) 休暇等

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：18日
特別休暇	・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合、厚生年金保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験申込書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日及び選考場所

選考日：令和8年4月3日（金曜日）

選考場所：建設局臨港方面管理事務所会議室

※応募人数多数の場合には、口述（面接）試験を4月6日（月曜日）に引き続き行います。

※詳細な日時・場所については、受験者各自に通知します。

8 申込方法

次の書類等（１）（２）（３）を角型２号封筒に入れ、「大阪市建設局臨港方面管理事務所管理課 臨時的任用職員採用申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留郵便によりお申込みください。

※持参による申込受付は行いません。

※郵便料金が不足している場合は、受け付けません。

※簡易書留郵便以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（１）臨時的任用職員採用申込書 １通

※過去３カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（２）申し立て書 １通

※申し立て書は本市所定の様式に限ります。

（３）「受験案内」送付用の定形封筒（長形３号） １通

※必ず郵便番号と宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手の貼付がない場合は、受験案内の送付をしませんので、必ず貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

【申込受付期間】

令和８年３月１１日（水曜日）から令和８年３月２７日（金曜日）まで（当日必着）

【申込書送付先】

〒559-0033 大阪市住之江区南港中６丁目２番３６号

大阪市建設局臨港方面管理事務所管理課

○受験案内の送付

試験の時間及び選考場所等の詳細を記した受験案内を郵便により受験者本人あて発送します。

なお、令和８年４月１日（水曜日）までに受験案内が届かない場合は翌日午後５時までに建設局臨港方面管理事務所管理課（06-6613-7716）へ連絡してください。

※選考当日の集合時刻より３０分以上遅刻した場合は、口述（面接）試験を受験することはできません。

○結果の発表

選考後、合否に関わらず受験者（本人）全員に書面により通知します。（令和８年４月初旬）

なお、電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

9 その他

・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

・受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

大阪市建設局臨港方面管理事務所管理課（担当：日茂・高梨）

〒559—0033 大阪市住之江区南港中6丁目2番36号

電話：06-6613-7716 ファックス：06-6613-7718

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと